

## 平成30年白老町議会議会運営委員会会議録

平成30年 4月13日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時35分

---

### ○会議に付した事件

協議事項

1. 平成30年白老町議会定例会4月会議について
  2. 平成30年白老町議会定例会6月会議の日程（案）について
  3. 平成30年白老町議会定例会会議及び予算等審査特別委員会について
  4. 議会改革項目の検討
  5. その他
- 

### ○出席委員（6名）

委員長	吉田和子君	副委員長	山田和子君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	吉谷一孝君	委員	西田祐子君
副議長	前田博之君		

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主 査	小野寺修男君

---

◎開会の宣告

○委員長（吉田和子君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

○委員長（吉田和子君） それでは協議事項として皆様のお手元にいらっしゃると思いますが、随時やっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず1点目、平成30年白老町議会定例会4月会議について、高橋事務局長のほうから説明をお願いします。

○事務局長（高橋裕明君） 4月に会議を開くということで、町側から議案の予定が示されて日程調整を行ったのですが、25日に行う予定ということですのでよろしいかどうかということなのですが。案件は、まず30年の一般会計の第2号の補正予算。これは、ほかにも出てくるかもしれないですけども、今、聞いているところによると、12間の跨線橋のJRと町の負担割合が変わったので、その振りかえというふう聞いています。それから、条例改正は国保税条例の一部改正なのですが、低所得者への軽減拡充ということで、これは遡及ができる規定になっているので、専決処分ではなくて条例改正で出すということを聞いています。それから、報告2件の専決処分については、1件が3月31日でしめた、例えばふるさと納税とか、そういうものの最終的な補正の専決。それともう1件は、3月9日に全員協議会でやっていますけれども、これも国保税条例の限度額の改正があって、これは日切れ法案なので、3月31日で変わるということなので専決処分の条例改正ということでの報告が予定されています。ちょっとふえる可能性もありますけれども、今、聞いている議案はある程度、こういうことで、ですから25日の9時半に議会運営委員会を開くという予定でよろしいかどうかということをお願いします。

○委員長（吉田和子君） 今、高橋事務局長から説明がありましたように、4月25日に4月会議を開催するという要請があったということで、提出議案については説明があったようにありますけれども、これをお受けするということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、4月25日に4月定例会会議をするということで、この提出議案についての説明を9時半に議会運営委員会を開いてお受けしたいと思いますので、当日は9時半に集合したいと思います。後ほど案内はいくと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで何かありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 次、2、平成30年白老町議会定例会6月会議の日程（案）について。

別紙1ありますけれども、説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 例年の日程、曜日にあわせて日程（案）はつくっておりますが、変わ

ったのは、6月7日木曜日に一般質問の締切日としている点であります。例年ですと金曜日に締切日にしてはいたのですが、金曜日で聞き取り等がちょっとうまくいかない場合、土日挟んでしまうので、できたら木曜日という調整になっております。これがいいかどうかということです。

それからあと、次の週の15日金曜日に議案説明会をやって、19日から21日の3日間の予定で、予備日1日取った日程（案）となっておりますので、よろしく協議をお願いいたします。

**○委員長（吉田和子君）** 今、説明がありましたように、6月定例会の日程は別紙1のと通りの予定になっておりますけれども、皆さんに了解を得たいのは、いつも金曜日に一般質問の締め切りをしていたのですが、入れかえもあったということもありますし、土日を挟むとどうしても答弁調整とか意見交換が遅れると思いますので、6月7日に一般質問の締め切りを願いたいということなのですが、この日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（吉田和子君）** では、この日程で一応予定するというところでお願いしたいと思います。

次に、3、平成30年白老町議会定例会3月会議及び予算等審査特別委員会について。別紙2がありますが、先に説明を願いたいと思います。

高橋事務局長。

**○事務局長（高橋裕明君）** 3月会議と予算等審査特別委員会の報告になりますけれども、一応別紙2の3ページ、3月6日火曜日に開かれまして、この日は10時10分から16時20分まで、補正予算と新年度の付託等が行われました。3月7日水曜日からは、10時から14時57分ということで、代表質問4名ありました。代表質問は4名ですが、上から大体4つの代表質問がありましたが、問答を入れて、平均一つ50分程度、1時間弱で終わったということが経過として出ております。それから3月8日木曜日は、一般質問ありまして、まず3名の一般質問がありました。ここでは17時08分までかかっておりますけれども、平均しますと1人当たり、全部休憩も含めてですけれども118分、約2時間という時間がかかっております。それから3月9日金曜日は、2名の一般質問でしたが、ここでは大体1人平均77分の問答時間があったということです。次に、4ページですけれども、3月19日、最終日の本会議になります。これは、11時32分までで終了しております。

それから、2、予算等審査特別委員会につきましては、13日から16日まで4日間開かれましたが、初日の13日は、15時51分までで、予算との関係条例の一部改正と2款総務費の途中までで終わっております。2日目の14日は、引き続き総務費から4款の環境衛生費まで、16時32分までかかっております。そして3日目、3月15日は、4款から一般会計の歳出全般まで終わらせることができ、18時08分までかかっております。最終日、3月16日は、一般会計の歳入から始まって、全会計終わるのに16時58分ということで終わっております。

5ページ目は、その時間とかですが、真ん中にあります総括のところですが、(1) 審議時間の合計は、29年よりも52分ふえたと。ことし、質疑時間は110分ふえて、質疑回数は43回ふえています。(2) 質疑件数は、前年よりも7件増加して98件でした。(3) 質疑回数は、1件当たり平均2.5回、要するに1件の質問に対して平均したら2.5回の質疑があったと。去年は2.1回だっ

たので、そこで回数が大幅にふえているということ。それから1件につき4回以上の質疑というのは、今回は11件、前年は1件でした。だから10件ふえております。(4) 1人当たり質疑件数及び回数の平均というのは7.5件で19回ということで、それで最大が22件、60回と、最小が2件、5回という結果になっております。(5) 1人当たり質疑時間は、平均で44分ではありますが、最大148分、最小11分という結果が出ております。以上が今回の3月会議の結果報告です。

**○委員長（吉田和子君）** 今、高橋事務局長のほうから、あまり今までなかったのですけれども、代表質問、それから予算等審査特別委員会の質疑の回数等にまだ結論的なものが出ておりませんでしたけれども、その中で実施した定例会ですので、ちょっといろいろなことでどうだったかということも含めて、今後の代表質問と、それから質問回数について、ある程度結論を出していかなければならないというふうに考えているものですから、こういった資料を高橋事務局長のほうでつくっていただきました。今、説明がありました、3で資料の説明をいただきました。4に入るのですけれども、この中で議会改革検討項目ということで、第一弾として、代表質問、反問権、質疑回数について、先ほど3で説明がありましたけれども、今後の議会改革に入る前にまずこの3月定例会を捉えて代表質問、それから予算等審査特別委員会での状況を捉えてどうするかということを経後の課題として結論を出していきたいというふうに思っているのですが。今回のこういうふうに資料を出していただきましたけれども、代表質問に関してはやはり徹底したことがあったと思うのですが、これは各会派の代表をして質問するということが、会派できちんとした検討、打ち合わせをして代表として質問をしていただきたいと。細かいことの質問ではなくて、やはり執行方針に対する政策的議論をきちんとしていただきたいという、そういったある程度、皆さんに承諾をいただいて代表質問に入ったと思うのですが、このことについて各会派で何かお考えがありましたら伺っておきたいと思うのですが、どうでしょうか。代表質問のなかったところも、代表質問を聞いていて皆さんで徹底したことを含めてどのようにお考えになるか伺っておきたいと思うのですが。どなたからでもよろしいです、どうぞ。いぶきさん、どうでしょうか。

**○委員（小西秀延君）** 代表質問ですよ。

**○委員長（吉田和子君）** 代表質問です。そしてそれを捉えながら、資料の中に検討した項目もありましたね。別紙3のところ、代表質問はこういうことで、最終的に検討結果としては代表質問のあり方を明確化する必要があるということで、これはするかどうかということの内容でどうするかということはもう少し議論が必要だということと、政策論争、会派一致をしてやるということの共通的な認識を持って臨んだと思うのです。それともう一つは、会派の考えでまとめて政治姿勢や執行方針をただしていくと。そういったことを共通の課題として代表質問に臨んだと思うのですが、そういうことを含めてどのようにお考えになっているか、伺いたいと思います。

小西委員。

**○委員（小西秀延君）** 3月定例会についての会派での反省会というのを特に開いていないものですからちょっと個人的な意見になるかもしれませんが。うちのほうでは代表質問について、あり方をやはり一度、時間をかけてこれは議会運営委員会で話をしていくべきだということを提案させて

いただいております。その中でも一問一答方式がいいのかどうなのか。その辺もやはり議論をしなければならぬのかというようなことで再認識をさせていただいたところであります。

○委員長（吉田和子君） 個人的な意見でいいと思うのですが、全体3月の代表質問をとおして何か感じたことがあれば。そういうふうに通の認識を持って臨んだと思うのですが。その中で何か感じたことがあれば述べていただければと思うのですが。なければなくても結構ですけれども。

小西委員。

○委員（小西秀延君） うちの会派もそうなのですから、この会派を代表してということでの代表質問になると思います。それをうちの会派で言いますと、打ち合わせというのは会派全体ではあまり今回もやらなくて、こういう質問になりますというところで詳細まではやっていないのです。

大まかな質問のこういう点、こういう点を質問していきますということで、その質問の意図であれば会派としては大丈夫だということで打ち合わせをして進めてまいりました。どこまで打ち合わせをするかという問題がなかなか難しいところもあるのかと。本人の質問の内容、進み方もありますので、その質問内容までとなるとなかなか難しいのかと。ただ、大まかには代表質問としての要点を会派の中で連絡を取り合いながら調整しているということで、その充実を図っていくということに関して難しい一面もあるのかというのは感じておるところであります。

○委員長（吉田和子君） みらいさん、どうでしょうか。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） みらいの山田です。このたびの議会改革の検討項目の中に代表質問が入っておりましたので、事前に議会改革に関する代表質問のあり方について、会派では確認しておりましたので、政策論議をするということで確認は取れておりました。今回、順番が2番目だったということで、1番最初の会派の方から執行方針等についての質問は出るのには間違いありませんし、2番目の私たちとしては細かいところまでは入らない予定ではありましたが、今後白老町における1次産業の政策については大変重要なことがありますので、そのことについて会派の仲間もやりたいということでしたので了承して、やはり時間的制限もございますので、なかなか質問の内容までには打ち合わせはできませんでしたが、1次産業についてやるということでは事前に一致しておりました。終わった後にさまざまな評価がございましたので、3人で会派で集まりして反省会はしたところでありますけれども、やはり代表質問については今後もいろいろ会派で考えていかなければいけないというふうには実感しております。

○委員長（吉田和子君） きずなさん、どうでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） きずなの西田でございます。今回は私、代表質問のときにちょっと不幸がありまして欠席しましたので、今回の内容についてはよく把握していないところはあるのですが、それ以前の会派の意見としては、代表質問はやはり一問一答でということで、もしそれが会派の意向というのですか、考え方がうまく執行部のほうにお伝えすることができないのであれば、やはり一問一答が望ましいのだけれども、それも無理であれば、やはり会派の代表質問を辞めると

いうのも一つの手だろうという考え方がありましたので、今回は会派の代表質問は休まさせていただきます、一問一答でやろうという考え方であります。ですから今後もやはり会派で意見をまとめてつくっていくとどうしても細かいところまで意見が、うちの会派はここを言いたいのだというところまでいってしまうと、やはりどうしても一問一答になってしまうのかと。その辺のジレンマが非常に大きいかと思っております。あと、詳しいことは前田副議長も来ていますので、同じ会派ですのでもし何かあったら後で聞いていただきたいと思います。

**○委員長（吉田和子君）** では後ほど伺いたいと思います。

日本共産党、大渕委員。

**○委員（大渕紀夫君）** 大渕です。要するに代表質問をどういうふうに考えるかという問題だと思うのです。会派があるわけですから、原則論でいえば代表質問をやるべきだと。ということは、代表質問となれば、会派があるということになれば、当然、町長の政治姿勢や執行方針に対する総体的な議論をそこできちんと行うというのがこれはもう筋です。ですから、そこをどういうふうに捉えるかということだけだと思います。我々は数回の会派会議を行って、そして我々の町長に対する政治姿勢、そして執行方針、ここに対しての議論を行い、そこで柱立てをして質問を組み立てるというふうにしていったと。それはやはり政治姿勢を問うというのは細かな部分で聞くわけではございませんので、総枠で聞くわけですから。そこら辺をやはりきちんと議会として押さえて代表質問をやるのであれば、やはりやるべきだろうというふうな考えです。

**○委員長（吉田和子君）** うちの党も代表質問をいたしました。こちらは会派制をとっている以上代表質問はするべきだという考えでいましたので、代表質問をするときにはやはり会派で打ち合わせをして、こういったことと、こういったこと、本人がまずどういうことがやりたいのかと。執行方針に対して、執行方針をお互い見ながらどういったことをやりたいのかということで打ち合わせをして、こういうことと、こういうことを言っていて、こういうことを会派として考えを述べていったらいいという話はしたのですけれども、ちょっと細かいところに入ったところ、最終的にはあったかというのはちょっと反省点としては残りましたけれども、そういったことでの反省も踏まえながら、今、大渕委員からあったように執行方針と、それから政策に対しての考えの確認と、こちら側の違いというもの。それからそういうものを述べるということの総体的な議論が必要だろうと。代表質問はそうなるのだろうというふうに思います。そういった意味では、各会派それぞれが代表質問を捉えて会派で打ち合わせをしたということですので、結果的にはそれにそぐわないところもちょっとあったと。新聞にもちょっと書かれたところもありますけれども、思いはこういったことの議論をしたいということでの会派たちの意見として述べたということですので、そのことを捉えていきたいというふうに思います。今、それぞれ各会派のお話を伺いましたけれども、ちょっと3月定例会には間に合わないということで、代表質問をどうするかという議論が最終的にいかないということで、まず今回は代表質問をやろうということで共通課題を持ってやったのですが。この定例会を踏まえて、今後議会として、議会運営委員会としてどのような方向性でこの代表質問を捉えてするかしないか。するのであれば、どういった形でしていくのかということ再度きちんと

明確化していきたいと思うのですが。きょう議長が見えていませんけれども、副議長は3月の定例会の代表質問を聞いていてどのようにお考えになったか、最後に伺っておきます。

前田副議長。

**○副議長（前田博之君）** 会派は別にして、正直な話、非常に難しいのです。そして建前はわかるのだけれども、代表質問であってもやはり政治姿勢として何を求めるか。何を町民のための政策か具体的に、執行方針は具体的にない場合もありますから。何を求めるかという質問に立たなければいけないと思うのです。ただ、政策をこういうことをいっている、どう考えているだけで終わるのだったら、私は議会の使命、役割でないと思いますから。それから突っ込んで何を求めるかということに対する質問の仕方。あるいは執行方針で、今、何が問題になっているのだろうと。それをどう結果を捉えて何を、3回なら3回の中で引き出すかという部分が逆に私は問われていると思います。だから、ただ代表質問が3回の中でなぞった形で質問すればいいという問題ではないと思っていますのですけれども。私も過去に代表質問をしているのだけれども、非常に今でも自問自答しているところであって、町民が会派の代表として質問に立ったときに、これが本当に議員としての町民が求める質問になっているのかどうか。そういうことが非常に難しいと思います。だからそういうことを議論しないと、いうら代表質問の役割がこうだといっても、私は本当に町民からその代表質問をしている中身とか、求めるものが信頼されるのかどうかと思います。ただ、議会の形式の中で質問するのではなくて、今回、一言言わせてもらうけれども、高橋事務局長、時間出して何を意図して出したかわからないけれども、今回ぐらい漠とした予算だから多く質問があったと思います。私は質問時間長くてよかったと思います。回数も多くて。それだけ提出している議案も予算も本当に普通に考えて質問をしても成熟されていないものが予算に上がってきているのだから、そういう部分をどうするかという部分あると思うのです。だから私はやはり代表質問であっても何を求めるかという部分が大事であり、何を引き出すかという部分がなければ、本当にその年度初めの町長が求めている事業が議会として町民のために1足す1は3になるのか、そういう部分がどうなのかという部分です。結論は出ないけれども、私は非常に難しいと思います。

**○委員長（吉田和子君）** 高橋事務局長。

**○事務局長（高橋裕明君）** 整理する側としてちょっとお話ししますがけれども。この代表質問についていえば、おおよそ皆さん代表質問、要するに年初めの予算とか、そういう執行方針を前にしての政策論争、政治姿勢とか、執行方針に着目していた質問をするということでは一致しているように思えるのです。ここを見ていただいでわかるように、その質問方式がよりわかりやすくするために一問一答のほうがいいのではないかという意見も多く出されていて、その目的狙いよりもやり方のほうを決めればここを落としどころがあるような気は私なりにはしているところなので、やり方としてはほかの議会の事例を見ますと、一括質問方式と一問一答方式と選択できるやり方もしているところもあります。どちらかということを事前に決めてからやるという方法。それとも全部、一問一答にしてしまうかということもありますので、そのやり方次第で少し改善されるのではないかといいふうには考えております。

○委員長（吉田和子君） どうでしょう。今回、代表質問をどうするかという結論を出す前に、どういった代表質問にならなければならない、先ほどから出ていましたように総枠的な質疑と、それから政策の政治姿勢、それから執行方針についての考えを正すとか、こちら側の意見を述べながら考え方を聞いていくとか、そういったことを含めてやっていくということが会派を代表して統一した方向性をきちんと会派として示すということも踏まれていると思うのですが。代表質問をやるのであれば、そういう形になると思うのですが。そのやり方と、やるかどうか。やるのであれば、こういう形にというふうにしなければならないですし、今の状態の中では代表質問はなくしていいというふうな方向性を出していくのか。そういう議論を重ねていかないと結論を出すことができないのではないかとこのふうには思うのですが。どうでしょうか。代表質問の今後の中でどうしたらいいかということで、各会派のものは整理してありますけれども。あり方を明確化にするという各会派も出ているのですけれども。そのあり方というのはやはり総枠の中で政治姿勢とか、執行方針についてやっていくということがきちんと会派で統一したものであるということになっていくのではないかとこのふうには思うのですけれども、それが一括質問でできるかどうか。一問一答のほうがいいのかどうかということも含めて。前回まで議論したことが頭によみがえってきていますでしょうか。

かなり時間がたっているのですけれども。確認したことだけは何回も言いましたので私は明確に覚えているのですが。ただ、3月定例会で今度は一般質問だけで、みんなが一般質問をして予算も一般質問に近いものがありますので、どのような形になるのかというのはちょっと。市あたりは代表質問だけで、あとは予算で一般質問のような形でやっているというところもありますので、どういった形がいいのか代表質問を含めて3月会議のあり方というのを考えなければいけないのかこのふうには思うのですが。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 要するに代表質問をどう捉えるかという問題なのです。だから会派できちんと議論をして、代表質問を組めるかどうかということなのです。それで、何を引き出すかというのは代表質問も一般質問も同じなのです。代表質問だから引き出せないなんてことには私はならないと思います。だから問題は政治姿勢や政治政策を統括的にきちんと会派で議論して、それで質問を組めるかどうかということなのです。それを組めなかったら代表質問の意味はないのです。一問一答で個々の問題でやるのは一般質問でやればいいわけだから。そうでしょう。代表質問でやるということは、町長の総体的な姿勢を聞くわけだから。いい部分もあるけれども、悪い部分もあるということを含めて。政策的にはこれが評価できるけれども、これはだめだということです。

そういうことをきちんと会派で議論して、そして質問ができれば、私は代表質問も立派に、そこは議員としての役割は果たせると。相手をつめるとかということではないですから。政治姿勢を聞く。政策的な判断というか、評価、それから批判、そこをきちんと明確にすればいいわけですから。

だからそういうことが会派できちんと議論されて代表質問が組まれれば私は何も問題ないと思っています。

○委員長（吉田和子君） ほかに何かありますでしょうか。きょうは、今までも各会派でも議論し



てきたことだと思いますので、各会派として今後その代表質問、今回それぞれが取り組んだと思うのですが、それを含めてやはり一般質問にしたほうがいいのか、代表質問のほうがこういった形で進めていきたいのでやっていこうというふうなことになるかどうかということの議論をしたいと思うのですが、どうでしょうか。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。代表質問のあり方というのは、やはり同僚委員おっしゃっているように、町長の政治姿勢ですとか、執行方針に対しての質疑、正すという、その目的はそれで皆さん一致するのではないかと思うのです。その質問の仕方について、みらいとしては町民が聞いたときにわかりやすいの是一問一答方式ではないかというご提案ただただであって、一括質問方式でも一問一答方式でもどちらでも選択できるという方法もいいとは思いますが、どちらでも町長に対して正していくのはどの方法でも議員としてはどちらでもできるというふうに思っております。ただ、町民が聞いたときに一問一答のほうがわかりやすいのではないかという観点からそういうご提案をしたところであります。皆さんが合意できる点、代表質問そのものが3月議会で必要あるのかないのか。必要ないのならばどうしてないのかとか、そういう議論を少し深めていっていただければよろしいのではないかというふうに思います。

○委員長（吉田和子君） 最初に3月定例会での代表質問が必要であるかどうかという議論をしてはどうかということなのですが。質問の仕方は一問一答であっても一括でも話し方、やり方によってはきちんと明確にわかってもらえる質問になるのではないかという意見もありましたので、最初に代表質問、今まで長年ずっと決められていうか、そういう形で進めてきたのですけれども。今回やるかどうか、どうするかということの議論を重ねた中で結論を出ないままに、今回は間に合わないの代表質問をやりましたけれども、それを踏まえてどのようにお考えになるか伺いたいと思うのですが。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 代表質問というのは、あくまでも会派を代表しての質問ということですね。

これは会派の代表としての質問がいないということであれば、根本、会派制についてどうするかという議論にもつながってくるかと思うのです。これはやはり代表質問で会派としての考え方を聞くという場面が会派を引いているのであれば私はする必要があるのかというふうに考えるのです。

統一した会派での見解を執行方針なり何なりで聞くということがやはり重要なことだから、この代表質問というのをやるというふうに私は理解しているので、私は会派制を引いているのであれば、その中身だとか、聞き方だとかの評価だとか別にしても、これは私はやるべきことではないかといふような認識でいたのですけれども、皆様の意見を聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長（吉田和子君） 基本的に会派制があるので代表質問は会派として統一したもので政策論争していくべきではないかというお考えですね。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 今の発言のところが重要なポイントではないかと私は思っています。私ど

もの会派は反対に会派制というのは 14 人の議員になってきて本当に必要なのだろうかという部分がありましたので、本当に今までどおりに会派制があるから会派制を続けていっていいのだろうか。もうちょっと 14 人の数が少なくなってきた中、議員個々でやっていってもいいのではないかという考え方があったものですから、会派制をとって会派の代表質問というのをやめてもいいのではないかという意見にたどり着いたわけなのですけれども。ですから会派制というものが、もう最初からあるのだからやるのは当たり前だという考え方であれば、もう私どもの会派の考えていることと全然、安易ではないというか、そういうところがありますね。だからそうではなくて、そういうことも含めて一緒に考えていくというのが代表質問につながっていくということであれば、私どもの会派もその議論には参加させていただけるのかと思いますけれども。

**○委員長（吉田和子君）** 基本的に会派制をどうするかという話までいってしまうと、選挙が終わった後に会派制をとっていくことで出発したわけですから、今、会派制をなくするか、そういうことにはならないのではないかというふうに思うのです。だから、今、吉谷委員からありましたけれども、前にもちょっとお話したと思うのですけれども、会派制をとっていても代表質問をやめたところもあるのです。だから会派制をとっているから代表質問、絶対なければだめだという何か、それはないのですね。それはないと前にも伺ったと思うのですが。ですから議会として、今後それをどう捉えて、会派制はあるけれども、それぞれ会派の考え方出ていますけれども。会派があるから代表質問をやるべきだというふうに私たちの会派は考えているのですけれども。ただ、その代表質問が形骸化しているというところが結構あったりとか、それからあり方を明確にしなければならぬとか、その方法、手法。ただ、代表質問はすべきというのは、先ほど大淵委員が言ったように会派制をとっている以上は必要ではないだろうか。会派としてきちんと意見を述べていくのは必要だというふうに。私たちも会派制をとっている以上はそれをやるべきだというふうに考えているのですが。会派制をどうするかという質問が、今、出ましたけれども、それは会派制をとって、今やっている議会ですので、これはやるかやらないかということにはちょっと。またそこまで話を戻していってしまうと話が前に進まなくなりますので、会派制のある白老町議会ですので、その会派制のある白老町議会が代表質問をやっていく中でどうあるべきかというふうにしていきたいというふうに思うのですが。

西田委員。

**○委員（西田祐子君）** ですから私どもの会派は、会派制があるから会派の代表質問をしなければいけないと。もうそこからずれない限りは話が進まないのではないかと私は思います。そのところも含めて議論していくというような、もうちょっと柔らかい感じの議論だったらもうちょっと話もできるけれども、会派制があるのだから代表質問するのは当たり前だと、そういうふうな形でもういつてしまっているのだったら、今までやってきたとおりに淡々とどうぞとしかないので。か。

**○委員長（吉田和子君）** 今、高橋事務局長にも確認しましたがけれども、会派制があるから代表質問しなければならぬとは何も決まりはないと言いました。それは会派の意見だからいいのではないですか。西田委員のところみたいに会派があっても代表質問、別にしなくてもいいのではないか

というふうなことでいいと思うのです。今、そういう議論をしているわけですから。もしやるのであれば、こういう形にしていかなければだめなのではないかという議論もしなければならぬし。やらないのであれば、そういう議論はいらぬわけですから。ここに各会派の意見載っていますね。うちは、考え方としては会派がある以上代表質問はやはり必要ではないかという、うちの会派の意見はそうです。けどほかのほうの会派は別に絶対必要だというふうに言っているわけではないです。もっと明確にしたほうがいいのか、やり方があるのではないかと、そういういろいろな意見が出ていますから。私、前にも言ったと思いますけれども、会派があるから代表質問やめたところもあると。細かいところに入りすぎるのでやめたという議会もありましたという話はしたと思うのですけれども。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 何を議論して、何の結論を導き出すかということを確認にしてやらないとだめだと思うのです。何を言いたいかといったら、議員というのは質問するためにいるわけだから、代表質問であろうと、一般質問であろうと質問はするわけです。だから、そういう中で会派があれば会派の中で議論をして、会派の意見を言う。会派として意思統一をして自分たちの方向づけがあるわけですから。それでそういう議論をします。それを町長にきちんとぶつける。それをやらないというところはやらなくても構わない。別にやらなくてだめだというものではないのだから。

だからもっと建設的な、議会はこういうふうになれば、町民にわかりやすくというのも確かにそれはあるのです。それはそのとおりです。ただ、それは代表質問だからわかりづらい、一般質問だからわかりやすいということではないと私は思うのです。やり方の問題なのです。質問の仕方の問題なのです。一般質問だから絶対わかりやすいかといったら、私はそんなことはないと思うのです。

だから、議会の質を上げていくということを含めて、質問の質を上げていくということは、どういう議論をして、どういう聞き方をすればいいかということのを会派で議論すればいいのです。それが会派だから。ただ、ここでは言えないことがたくさんあるでしょう、ほかの会派の人。私なんかは言います。あそこおかしい、あんな聞き方あるか、あれなら町長、きちんと答弁しないと、私はばんばん言います。そういうことをきちんとやって切磋琢磨して質問の質を上げていくということなのではないですか。私はそういうことが、今、1番必要なのはそういうことではないかと思うのです。もちろん皆さんの会派もやってらっしゃると思うけれども。それをより強化すれば、そうすると。何か会派があるから質問しなければだめだとか、それだったらうち質問できないとか、そういう議論ではないと私は思うのです。

○委員長（吉田和子君） 会派があって代表質問しないこともありますから。だから絶対しなければならぬという決められたルールはないから、そのときによってはしないところもあるわけです。3月もしない会派がありましたから。だから、するかしないかという結論はそうならば出す必要はないのですか。会派として考えればいいことであって、3月うちはやります、うちはやりません、一般質問でそれぞれがやりますとかというふうにすればいいのですか。そういうことになりますね。代表質問するのであれば、会派として統一的なきちんとした考えを持って、そしてみんなできちん

と議論をして政策議論をしたり、総括的な議論、総枠的な議論、政策論争をすると。そういうふう  
に定義づけておくと。そういう形になるのかというふうには、今ちょっと。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 先ほど吉谷委員が言われたのはとても大切なことだと私は思うのです。それはどういうことかという、町民が成熟してきたら、会派があるのに代表質問しないのはおかしいのではないかというような、そういう町民になっていかななくてはいけないし、町民がそういうことをわかっていかななくてはいけないのです。そういうことなのです。なんであの会派は一般質問しかやらないのか、会派何のためにもっているのだということになるでしょう。是々非々を、会派によって是が90%で非が10%があれば、是が10%で非が90%のところもあるでしょう。そういう質問をきちんとやるから町民は町政を理解しやすくなるのです。評価と政策提言と。それがきちんとバランス取られてきちんと質問されれば代表質問やらないのがおかしいのではないかと。本来からいったらそうならないと。そういう議会になっていかないとだめなのではないかと私は思うのですけれども。それが各会派で議論するからそうなるのです。各会派で議論すればするほど質の高い質問になるから。そういう議会になっていかなければだめなのではないかと思うのです。

○委員長（吉田和子君） 今までわりと代表質問があつて、ここまで会派できちんと統一して、きちんと議論して打ち合わせをしてやろうなんていうのは今まではあまりなかったと思うのです。やはり資質の向上、町民が議会に求めるものは何なのか。町側ときちんとした議論ができるということが議員に求められているということだと思ふのですけれども、それが会派を組んでいる議会としては、会派という意味合いをきちんと町民に示していくということも、何のための会派なのだと、吉谷委員がおっしゃったように会派制を取っているという議会であれば、やはりそれは必要なのではないかというのはもちろん私たちもそういうふうには考えていますので、それはあると思うのです。

ただ、やらないこともこれは自由なので、選択はあれなのですけれども。やる以上はやはりきちんと会派としてやってもらうということになると思うのですが。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 一応は会派が代表質問ということになっているから、それはその中で。

ちょっと細かいことなのだけれども。今、議論の仕方とか、捉え方あるけれども、これは非常に代表質問をしていると、5会派があつて、執行方針に対してやるから正直な話、質問が重複するときがあるので。その部分が非常に、一般質問であれば前任者の同じ質問でこうだといったことについては、ここについてはもう理解したと、だけど私はこの部分がおかしいのではないかと質問していますね。代表質問のとき3問しかなくて、1問目はそれで答弁くるけれども、2度、3度目のときは正直な話、皆さん想定してもうつくってきますね。極端な言い方。1問目どうだと、どういふ質問だと。極端に違わない限りは、それをなぞっていくのです。だから先ほどの私の議論があるのだけ。1問目に対して前の会派と同じ質問だったら答弁どうするかということも出てくる部分で、非常に質問の擬似的なという言い方はおかしいのだけれども、正直な話、捉え方によって非常に厳しい部分もあるのです。では3つ出して3つダブったら、今、2つダブったら2つやってや

めます、1つでいいとなるのかどうかということです。では同じ答弁だったけれども、今まで議論できる、うちの会派としても議論してきて、自分たちの会派で議論して、ここだけはいいけど、これはやはり町長許されないとってやる場合もあるし、そういうのが出てくるでしょう。その辺の兼ね合いも質問する側にとってはあるのです。だから私は一応難しい部分もあると思うのです。大体限られますね。先ほど山田委員言ったように、山田委員の会派は農業やりたいという部分とダブルときもあるはずなのです。非常に質問の視点が違う場合ならいいのだけれども。多分、執行方針に対する政治姿勢とかは同じ答弁しか出てこないと思うのです。だからそういう部分もあるから、そういうものも含めて、若干皆さん代表質問に立っているから、そういう部分もやはり整理して、私が何回も言うように一般質問であろうと、代表質問だろうと、自分が質問していて、それに対するいい答弁をもらいたいという、そういう質問のやり方、あり方というものもあると思うのです。だからその辺、非常に難しいのです。ということで、ちょっと流れを変えるようだけれども。

○委員長（吉田和子君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 今の質問に私の考え方なのですけれども。同じ質問で同じ答弁で、要は会派の代表ですから、会派としての考え方ですから、これが自分たちの会派はそれはわかった了承したと正しいと思うから進めてくれというのか、別の会派はそれは考え方、私たちとは違うから反対だと。それは直すべきだという会派の意見というのは、そこで会派としての意見が分かれると思うのです。だからそういった意味では、同じ質問をして、同じ答弁が返ってきたときに、そこでもう一度話すときのあれは会派ごとによって違って来る。同じな場合もあると思うのです。ただ、同じであっても、そういうふうと同じような考え方の会派が2つあるのだと。それに対して違えば、違う考え方の会派があるのだというような解釈で私はいいかというふうに思って、代表質問はしていこうと考えてはいたのです。だからそういうふうな理解で、一面、前田副議長が言われたように違ったことを引き出すとか、考え方をもらうとかというのも一つだと思うのですけれども、会派としてその執行方針に対して賛成する立場というか、進めるべきだという考え方でいく会派としての考え方なのか。それとも違うふうにもっと考えて、こういうふうにやるべきではないかという考え方の明確にするべき部分というか、そういうのがこの代表質問のある姿なのかというふうに思うので、ここは先ほども言ったように代表質問というのは会派制を引いているのであればあったほうがいいというのは、そこがあるので私はこれはあったほうがいいのではないかというふうな考え方なのです。

○委員長（吉田和子君） 一般質問もみんなすごく重なっているときあるでしょう。病院なら病院で4人も5人も前、やりましたね。でもそれぞれみんな方向性を変えてやって、同じものだったらそれを省いてみんなやっていますね。代表質問は特に会派の考えとしてやるわけですから、吉谷委員がおっしゃっていたように私もそういうふうにして聞いていたのですけれども。会派としての考え方、それを賛同できるものはあるけれども、賛同できないという会派もあるはずなので、それが会派として町民に1番わかる形ではないかという。この会派はこういう考えで町長のこの執行方針に対してのこういうふうと考えているのだと聞いている人は思うのだと思うのです。ここは賛同

できる、これは会派としてそうなのだというふうに捉えてくれるのではないかというふうに思いますので、これは一般質問でも同じだと思うのです。同じ一つの考え方について、考え方、方向性が違っていけばやはり同じ質問でも質問して構いませんということになっていますね。同じことを聞くのであればだめだけれども。だからそういうふうな、14人いるわけですから、そういうことになると思うのですけれども。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 今、代表質問で全く同じことを聞いてもいいというふうに了承していただけるのなら考え方がまるで違ってくると思うのです。だけど今までは、同じことを質問してはいけない。なるべく質問は重複しないようにという形だから、私は代表質問するといつも4番目とか、5番目のほうなのです。いつも最後のほうだから、本当に質問を会派で決めても1回チャラになってしまうのです。またみんなから質問が出て上がってきたやつを見て、さらにその中からもう1回組み直しをしなければいけないという、そういうものがずっとあったので、会派が違うのだから全く同じ質問をしていいのだというのであれば、それはすごい私は楽だと思います。

○委員長（吉田和子君） 全く同じ質問という意味が私はわからないのですけれども。言い方も変わるでしょうし、方向性も変わるでしょうし、考え方も持ってくる意味も違ってくると思うのです。

西田委員。

○委員（西田祐子君） だから、これに対してこれはいかがなものですかと聞いて、前任者はこれでいいのではないですかとって、私どもの会派もこれでいいと思いますと言ったらだめなのですか。その同じことを質問したらだめなのですか。それだったら、今、おっしゃっているような形の、吉谷委員が言っているのはちょっとだめな話ですね。同じことを聞いてもいいのだと、だけれども私どもの会派も同じ考え方ですということでオーケーだというのだったら、また全然考え方が違ってくると思うのです。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 多分、同じことを聞いていいのかということの度合いがちょっと違うのだけれども。前の質問者が聞いたことで、町が答えたことで、その両方が一緒だったら、もう聞く必要がないでしょうという意味だと思うのです。1回、1足す1は何ですかと聞いて、私が2ですと答えたことで、もう前に聞いていますね。それをまた後で自分が1足す1は何ですかと聞いて、2という答えをもらうということは、同じことを聞いて同じ回答のやり取りということはしないという意味だと思うのです。

○委員長（吉田和子君） 1足す1は2になったと、同じ質問を出して、これは理解しましたと。

けれど私はこういうふうな地域もあって、こういう市町村もあって、だからこういったことは町民の要望から考えて、町民サービスを向上させるためにこういった方法も必要なのではないかというふうに、それぞれ考えて2回目、3回目は出してくると思うのですけれども。

西田委員。

○委員（西田祐子君） それを要求するのなら、一般質問みたいに一問一答でないときついかなと思

うのです。

○委員長（吉田和子君） それは一般質問も同じだと思うのですけれども。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 今の高橋事務局長の言い方、理解するのだけれども。だから、なおさら一般質問もそうだけれども代表質問でも同じこと言うけれども、先ほど言ったように水産振興について、具体的な内容の執行方針ありますね。養殖事業を強化しますと。これを1問目やったら、多分同じ答弁1問目出てくるのです。変わるわけがないのだから。だからそこを西田委員言っているのです。それを今言ったように、同じなやつなら1問目も同じだから、では2問目、1問目も丸っきり同じなのです。だからそこなのです。今言ったように一般質問があると考え方が違ってくれば、1問目聞いても2問目違った質問してくるわけです。だけど代表質問、3回の中で1問目に1足す1とAの人に言って、Bの人に1足す1とくるのです。そうしたら2問目、3問目変えるかと。だけど目的とすれば、先ほど言ったように賛成であれば、ただ質問の仕方がSLに登ってきたその目的に質問にするのか。別な自動車に乗って行って早く質問するのか。ここへ行くのは同じなのです。だけど1問目は同じなのです。だからそのときに、西田委員が多分言っているけれども、まして町長変えるわけではないのだから。吉谷委員が1問目、同じ質問に西田委員と変えるわけがないでしょう。そのときどうだということが出てくる可能性もあるということです。一般質問は応用力あると思います。質問の技術もあるから。同じことになるのだけれども。だけどある程度の代表質問の成果があるから、その部分は今、高橋事務局長いみじくも言ったのだけれども。ではそういう部分もあるということをやはり、私は議論するために言っているわけではないけれども、そういう部分も出てくるのではないかということです。だから同じことだったら2問目変えてやるといっても、もう2問、3問想定してきているから。場慣れして、ある程度わかってきたらわかるけれども、みんなでかえして罰当たるのだと。何も今度、今言ったように会派である程度、方向性決めているのに同じ質問だから変えて私言いましたといたら、お前何言っているのとなるかわからないです。ちょっと理屈ではないけれども、今、高橋事務局長が言った部分が理解するのだけれども、代表質問だとなおそうなるのではないかということです。そのときやめますかとなるのです。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） だから今言ったことについては、今はやり方の問題になってしまうのです。だから3回一括だから、1回目同じだったら2回、3回で変化つけなければならぬけれども、そこしか範囲がないのではないかということでは言っているのです。だからそれは一問一答方式でやりましょうとか、ほかの方法でやりましょうという議論だと思うのです。代表質問の内容ではなくて、やり方です。

○委員長（吉田和子君） 執行方針とか、政策論争したら、答えは同じだと思うのです。同じことを聞いたら。みんな違ったら困るわけですね。執行方針はどういうふうと考えて、どうしてこういうふうな考えになったと聞いたら、同じ答えになる。でもそれに対しての会派の考え方は、その次は違うと思うのです。同じことを2回、3回もいくというのは私は考えられないのですけれども。

一般質問もそうだと思うのです。自分の出してほしい答えを持ってみんな質問しているから、最初の出だしが同じでも違った方向でやっていけるのではないかと思うのです。1回目の答えは同じかもしれないです。でも違った方向でまた聞いていけるというふうに思うのですけれども。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど会派にもう1回持ち帰っても何もすることがないということですので、今、ずっと議論を伺っていて、一応会派制を取っている白老町議会としては、代表質問はやっていこうと。ただ、やるやらないは会派の考え方にお任せしますということの結論で、あり方はまた別にしますけれども。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） やらないところもあるわけですから、当然そういうふうになると思うのですけれども。では一応、代表質問は3月にあるということで入れておきたいと思います。やるやらないは、それぞれその会派で選択をすることでやっていきたいと思います。手法なのですが、先ほどから説明がありましたように一問一答のほうがわかりやすいのではないかとということと、それからやはり代表質問だから一括方式がいいのではないかとということと、選択方式にすべきではないかということがあるのですが、どのようにお考えになりますか。そのあり方について。代表質問はもちろんやる以上は各会派できちんと代表として話し合いをしてやると、この基本的な共通の認識は同じだと思うのです。ただ、やり方はどういうふうにするかということは違ってくると思うのですが、どうでしょうか。各会派で一問一答というところが、きずなさんは書いていないけれども一問一答でいいのではないかという話が出てきましたね。どうでしょうか、一括のほうが代表質問としてはいいのではないかとか。ご意見がありましたら伺いたいと思います。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） そういう意味であれば、発言をしたいと思うのだけれども。原則やはり私は一問一答でやるということは、なかなか大変だろうと、現実問題として。それはなぜかという、では本当に代表質問、各会派できちんと議論をして代表質問の中身で一問一答をするというのは、なかなかはっきり言って大変だと思います。その線を引くとしたら、線を引きようがないのです。

議長の采配でやると、これがよくてこれがだめだとなりますね。当然、一問一答になるということは、先ほどからテクニックの問題だというお話も休憩時間にございました。ただ、これは絶対細かいところに入ります。それは当然です。入るのは当たり前なのです。そのために一問一答があるのです。個々の部分をつめていったら一問一答というのです。だから代表質問というのは、総括質疑なのです。そういうことを理解しないとやはりなかなか大変だと思います。一問一答で本当に、では政治姿勢を聞き、政策議論がそこだけで、部分の部分はできます。全体としてできるかどうか



というのは、そこは甚だ私は疑問です。だから態度表明していないのだけれども。もちろん皆さんがそのほうがいいというのであれば、いいと思います。ただ、その線を引けるのはもう議長しかいませんから。そうなるでしょう。だから本当に各会派で議論して一問一答もう組み立てないと、私はやはりそういうふうにはなかなかならないのではないかという心配があることだけは事実です。

○委員長（吉田和子君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。私が申し上げている代表質問における一問一答というのは、その項目というのですか、今、政策を3つ上げたら3つを一度に質問して、行政側からの答弁もできる人から先にやってというような感じで順不同で答弁しますね。それがわかりづらいというふうに思っているだけで、だから3回なら3回でいいのですけれども、項目ごとに、そういう意味です。だから私が言っている一問一答というのはそういう意味なので、大淵委員がご心配なさっている細かいところにまで入っていくというところはあまりご心配なさらなくてもよろしいのではないかというふうに思っております。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 今の話は当然、そのとおりです。ですから個々でやって、一括質疑ではなくて、個々で代表質問をやって3問聞いて答弁もらうと。だから例えばここの部分の政治姿勢について聞きますと。これについて聞いて3回やると。次に、そういう意味でしょう。それだったら何も今と同じことだから。

○委員長（吉田和子君） もし1個しか出さなかったら、45分でその1項目についてずっと次、次にやっていくのでしょうか。そういう意味ではなくて、3項目あったら1項目ずつ3回を基本にやっていったらどうでしょうかということですね。それだったらいいのではないですか。やり方として項目ずつにやるという。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 要するに一括質疑ではなくて、個々の質疑という意味です。

○委員長（吉田和子君） 代表質問はやると。やり方については、1項目ずつでもいいし、3項目一緒でもいいですという形にすると。それだったらどうですか。

○委員（大淵紀夫君） それだったら何も一問一答ではないです。

○委員長（吉田和子君） 一問一答ではないけれども、1項目ずつ。そうすると細かいところまで入っていくということにはならないです。どうですか、あと質疑のあり方について、何かありましたらどうぞ。そうすると考える時間もあるのではないですか。一つずつだから。3つ一度ではないから、1つの項目について答えてもらったら、それに対してうちの会派はこういうふうに話したから、ではこういうふうに言わなくてはというふうになってくると思うのです。

西田委員。

○委員（西田祐子君） きずなの会派としましては、以前、一問一答方式ということをいっていますので、考え方は今のところは変わっておりません。

○委員長（吉田和子君） 一問一答方式というのは、一般質問のような形という意味ですね。

○委員（西田祐子君） はい。何も会派で議論していないので、今のところは変わっていません。

○委員長（吉田和子君） では先ほどこの議論を持って、もう一度会派でといったら、もう会派で十分話し合ったと先ほど言いましたね。だから持って返ってもらっても困るのでしょうか。

○委員（西田祐子君） そんな話はしていません。何を議論してくるのですかと私は聞いたけれども、会派で十分話し合ったから議論しませんなんて言っていません。

○委員長（吉田和子君） では会派に持ち帰らないで、ここで結論出していいですか。もう代表質問はやることにして、やる、やらないはそれは自由選択だと。やるときには、その選択で一括か、一問一答ではなくて項目別にやるという。3回までということ。そういう形にしていこうと、今、ある程度、こちらのほうの議論出ているのですけれども、それでよろしいかどうか。

○委員（西田祐子君） 最後まで一問一答方式で、できればしていただければありがたいと思います。

○委員長（吉田和子君） それはそぐわないということなのですけれども。これは採決取ることでもないので、ある程度、合意していただかなかつたら結論出ないのです。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 私、山田委員の言っているのはわかります。ただ、そういうやつのやり方もいいし、一括方式でもいいという言い方を吉田委員長しましたね。私はそれはちょっとだめではないかと思うのです。だからきちんと項目ごとに質問しましょうというのなら、そういうふうにしてくれるのならいいけども、一括方式も一緒にというふうになると、ちょっとそれは大して変わらないのかとってしまうから、項目ごとなら項目ごとというふうにして、少しずつハードルを下げさせてもらえる方向にいくのだったら私はそれはいいと思います。

○委員長（吉田和子君） それも選択できるというふうにしたらいいのではないですか。一括でもきちんとやれるというところもあるわけですから。でもそれはうちは今回は一括ではなくて、こういう項目でこうやって一つずつやりたいという、それは自由に選択できるということですから。いいのではないですか。

○委員（西田祐子君） そちらのほうの意見は聞いて、こちらのほうの意見は却下ですか。

○委員長（吉田和子君） だからどうなのですかということです。選択できるという方法ではだめですかと聞いているのです。どちらかにしなければだめだということですね。一括か、一問一答にするかはどちらかに決めてくださいという意味ですね。質問のあり方。そういう意味ではないですか。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 議論しているから言わせてもらいます。ただ、今言ったように、私も前も言っているけれども、今、山田委員が話している部分で項目ごとの一問一答で、それでおおむね完結する。そしてまた次の項目に入っていくということでしょう。だから仮にこれについて5つあるとすれば、一つ一つ質問回数3回でほぼ完結して終わっていくということ。今までこれは全部やっているのだから。そうですね。だから、今、吉田委員長言ったように、これから議論するから私

は方向性言わないのだけれども、今、提案されているこれを一つでやるのと、全部の質問をやってしまうのと、聞いているほうとか、答弁するほうは混乱するので、私はその辺をきちんと整理していかなければだめだと思うのです。片方は一括で5項目やって、こちらは一つずつやってどうなのだろうという可能性もある。運営上、どうなのかということがちょっと思ったので、その辺委員長としてちょっと議論して、それはそれでいいというのならいいし、一つの方向なら方向、今、山田副委員長が言われた方向のほうが何か皆さん方向性が見えているから、それならそういうことで決めて整理していったほうがいいのかと思うのです。

○委員長（吉田和子君） どうでしょうか。選択方式ではなくて、どちらかの方法に決めたほうがよろしいでしょうか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） ちょっと確認なのですけれども、今、議論されている項目別というのは、例えば町政執行方針について、教育行政方針についてと2項目出ますね。その項目ごとという意味なのか。執行方針について、括弧1、括弧2、括弧3とやりますね。その項目ごとの意味なのか、ちょっとわからなかったのです。どちらのほうを言っているのですか。括弧1とかのほうを1個ずつという意味ですか。

○委員長（吉田和子君） 町長執行方針について3つあったら、3つやる。そして教育方針2つあったら、2つやると。それを3回ずつやって、1つずつ終わらせていくという意味です。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 西田です。そういう方式であれば、一問一答方式に非常に近くなって楽なのです。質問するほうも重複してということもなくなってくるし、ただ選択方式で一括でやってもいい人もいるし、こちらのほうでやってもいい人もいるというふうになってくると私はちょっと違うのかと思います。やるのだったらきちんとどちらかに決めていただければありがたいかと。そうしないと、今、高橋事務局長の言ったように執行方針と教育方針と2つに分けるのだろうとかと、何かごちゃごちゃになってきてしまうから、その辺をもうちょっときちんと詰めていただければありがたいかと思います。

○委員長（吉田和子君） どちらかの方法に決めたらそのやり方についてはきちんと明確にしておいたほうがいいと思うのです。1項目というのはどういう形でやるのかということは明確にする。一括なら一括でやるのならこういう形でやるというような形で。一括は今までと同じになると思うのですけれども。選択方式ではなくて、どちらかに決めたほうがよろしいでしょうか。どうでしょうか。全員が同じ方向でやるようにしたほうがいいというふうな意見があるのですけれども。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 私、ちょっと心配なのは、西田委員が言っているように、どちらかにするべきだという考え方の中の一つに、同じ時間で終わるのであれば、問題ないというか、同じように質問をして同じような答弁が返ってきて同じぐらいの時間で終わるのであればあれなのですけれども、片や一括でやると先ほどの時間でいうと50分ぐらいで終わっていますね。でも項目ごとの1つ

ずつにやると、わかりやすく理解しやすいのはあると思うのですけれども、時間的にはそちらのほうがよりわかりやすい部分はあると思うのですけれども、時間的にはかかるというふうに思うのです。だからそれはどちらでも自分の好きなほうで選択していいとなると、それはやる人が判断すればいいのだと思うのですけれども。それだったらどちらかに統一したほうが理解しやすいのであれば、統一したほうが私もいいのではないかとこのように考えるのですけれども、いかがですか。

○委員長（吉田和子君） ほかの方、どうでしょうか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） その選択制というのをどうするかという意見を聞かれるのであれば、私もそれはやはりどちらかに統一したほうがよろしいのではないかとこのように思います。その方によって質問方式が違うというのはなかなか進行上も難しい点も出てくるでしょうし、聞いている方たちも理解をしづらいたらうというところもやはり出てくるのかと。できれば皆さんが同じ様式で進んでいくほうが進行上も聞いている方も理解しやすいのかと。だからどちらかにやはり統一できるのであれば統一したほうが形的には、公平上を考えてもそちらのほうがいいのかとこのように思います。

○委員長（吉田和子君） ほかにどうでしょうか。それではどちらかに決めるということで、1項目ごとに代表質問はやっていくということの意見のほうが多いと思って、今、伺っておりましたけれども、そういった形でよろしいでしょうか。ただし、きちんとしたやり方については、決めていかなければならないというふうに思うのですけれども。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） それはそれで構いませんけれども。ただ、項目をあげるというのを、たくさんあげればといったら、私はやはりそういうことを何か文章で決めなかったらだめみたくなっているでしょう。そうではなくて、やはり議員の良識の範囲できちんとできるのならできると、私はそれはそれでいいと思うのです。ただ、問題は良識の範囲がどこまでかということなのです。今言ったように10項目もやられたらとんでもないことになります。だからそういうこと、何か決めていないから何をやってもいいのだという議会は違うのです。やはり良識の中できちんとやれる議会にしないと、14人しかいないわけだから。だからそういうことでいえば、私は決めないほうがいいとは思いますが、少なくとも一般質問より多くなんかなるようなことなんてあり得ないことでしょう。本当にそういうこと意思統一できるのかどうかということです。私は今の議会で1番問題なのは、そういうことだと思っているのです。ルールがあって、ないようなルールというのは1番だめです。ですから議会がきちんとするというのは、やはりそこがきちんとしないとだめなのです。私はそういうことが意思統一できれば、私は今のやり方で十分いいと思います。そうなるとうなるかということ、逆にいうと時間制を入れなければだめになるのです。そうになってしまうのです。そうしたら今度聞けなくなるのです。だから、そういうことを本当に議員として何が1番いいのか。代表質問は時間制、無制限だったのかということなのです。それは政治姿勢を聞き、政策を聞くから、無制限なのです。個々の問題ではないから。そういう代表質問と一般質問の違いがきちんとあって、

それはそういうルールがきちんとつくられているのです。だから代表質問、3時間やっていいのです。実際に昔はやった人は3時間もやった人がいるのですから。だからそういうことをやはり了解のもとに動いていかないと何かおかしいことになってしまうのではないかとすごい気になるものだから、そこだけ。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今の意見を聞いていまして、今ここで議論していてもちょっとまとまらないと思うので、次回以降に、今、出た項目質疑のやり方の案をつくりましますので、それで議論していただいてまとめていただければと思うので、案は事務局のほうで整理させていただいて。大体、現状では代表質問、一日で終わっているのです。だから一日で終わるような仕組みでつくられないとちょっとまずいかと思うので、そういうことを考慮してちょっと案をつくってみたいと思いますが。

○委員長（吉田和子君） そういうことでよろしいでしょうか。代表質問のある3月は予算等審査特別委員会もありますので、代表質問して細かいことを予算で今度聞いていいわけですから、そういう形でやっていくと。方向性とか、そういうふうになってくるとまた違うかもしれませんが。そういう形で一応、規則的なものはやはり決めていかないと困ると思いますので、一応、代表質問はある。それはする、しないは各会派の選択でいいということで。それで一問方式という形にしていくと。ただ、やり方については、今、いろいろな例を出しながらきちんと整理をしてルールを決めていくという、そういう形にしていきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では次の議会運営委員会にそういうことで高橋事務局長のほうで整理をしていただいてかけたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは3月の定例会のことでの代表質問、あと反問権と質疑回数があるのですが。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 反問権については、前回の議論で目的や範囲等の再検討が必要だということと、そのために要綱をつくる必要があるのかどうかと。最終的には町とちょっと調整しなければならないということになりましたけれども。この反問権についても、大方は趣旨を確認するという、範囲内というようなご意見が多かったように思いますので、そのことについて事務局のほうで整理して要綱案というか、そういうものを整理していきたいと思いますが、それでよろしければ先ほどと同じように整理させていただきます。

○委員長（吉田和子君） では今ありましたように各会派の反問権に対しては、ある程度出てきておりますので、内容的なものは似通っているところもありますので、ある程度まとめたものの要綱をつくっていただいて、再度検討するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では反問権については、以上で終わりたいと思います。

次に、3月定例会の中では質問回数です。予算等審査特別委員会の回数、先ほど回数とか時間帯

の細かい集計したものを説明いただきましたけれども、町側はまだ了解ということではきておりませんので、ただ、今回は同じ方法でやりましたけれども。これは3回を取るか取らないかだけだと思うのですけれども。町側はやはり3回を基本においてほしいということで、あとは議長采配で3回以上はできるということではいわれているのですけれども、どうでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） それは今、協議しているのだから、議会の姿勢はしっかりしているのですからいいでしょう。

○委員長（吉田和子君） 基準の3回は取ると。でも私たちも先ほど大淵委員が言いました、良識を持ってということですので、やはり時間の日程等を配慮しながら質問をきちんとまとめて質問をする。関連質問ももしかしたらあるかもしれないけれども、それもやはり時間的な配分をよく考えて質問していただく。それから予算にかかわらないことは、なるべく質問をしないと。そういうことの規則的なものはきちんと守っていかなければならないというふうに思うのです。そうでないとまた3回にしてほしいということも出てきますので、議会は言論の府ですので自由に発言していいのですけれども、では町民の代表だから何を言ってもいいから時間も何も関係ないのならルールは何も要らないわけですから、そういった意味では一応町側にも申し出ましたし、こちら側も良識を持ってやるということで3回は撤廃するという方向性でよろしいでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） それは決めているのだから、それはそれでいかなければだめです。そんなのもうやめたらとはならないから。ただ、今回の予算等審査特別委員会で先ほど議会事務局のほうで出してくれたのを見たら、1回から11回になっているけれども、時間若干延びているけれども、別にトラブル何もなかったし、議会運営委員会で意思統一したように各分野にわたっての質問があったということについていえば、私はやはりそれは評価していいと思うのです。

やはり議会運営委員会で議論されたから、各分野にわたって偏らないで質問が出たということは、やはり私は議会として評価してもいいのではないのかと思っています。あとトラブルなかったわけだから、要するに3回にこだわらなくても大したトラブルはないということですね。1回から11回になってもそういうことなのだから。だから、そこはそういう形でやはりいかなければだめではないですか。

○委員長（吉田和子君） みんなそれぞれまだ言いたいことがあったのに、やはりある程度、時間とかを考えてやめた方もいらっしゃると思いますので、3回を撤廃したから質問をどんどんやるなんてことには私はならないと思いますし、委員長は大変だったと思いますけれども、委員長采配ですので大変苦勞されると思いますけれども、3回を撤廃していく。その撤廃した意味合いをきちんと。だから何をやっても何回やってもいいのだということではなくて、やはり日程等を配慮しながら内容の深いものやっていくということで、各党派でも確認しながら撤廃をしていくということ。これは条例改正みたいのをやるのでしたか。こちら側の運営基準だけを変えればいいのですね。

本会議は、これは3回はそのまま継続するということになりますね。予算、決算等の特別委員会、

ほかの特別委員会は何回もやっていますから。その予算、決算の日程が決められている委員会の中では3回は撤廃する。申し合わせはなくするということで進めたいと思いますので。これは後ほどまた町側のほうに、今回の3月を振り返ってやはり皆さんも良識を持ってやっていくということも、また再認識をしながら3回は撤廃するということで申し入れをしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 確認だけいいですか。今回、申し合わせ事項をおおむね3回と入れてやりましたね。町との協議がまだ整っていないということでおおむね3回ということでやったと思うのですが。次回やるときに協議が整ったら、それを外すという意味合いで捉えていいのか。もう整わなくても3回を外すという意味合いなのか。今、3回ということは。その確認をお願いしたいと思います。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今の件は、町と協議をしている事項になっているので、整わないとやはり完全にはならないと思うのですけれども、議会の姿勢としてはもう3回撤廃したような感じで今回みたく進めるといふうにしかならないので、完全になるのは町政整ったあとという考えですけれども、実質的には変わらないと。

○委員長（吉田和子君） 申し合わせなどで条例をかえるとか何もないので、ただ、あとは向こうに了解をしていただくということになるのではないかと。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 今回、私は3回で試行したけれども、委員長のさばきもそれなりにしてもらって、それで冒頭言いましたけれども、私の考えだけでも結構、漠として事業費とか、答弁を聞く限り、その中で委員長がやはりある程度、そういう部分をつめるためにも3回以上の質問を許したり、一つの方向性見えた議事さばきしてもらったという形で、今、大淵委員言ったようにトラブルなく、その辺の議会としての主張というか、見識を出せたということはよかったです。だからトラブルなかったのも、ぜひ、今、そういう方向の中でいったほうがいいのかと思います。

○委員長（吉田和子君） そういうことでまた後ほど議長、きょうはいらっしゃらないのですけれども、また議長を交えてしっかりと町側に申し入れをして、3月の定例会、予算等審査特別委員会のような形できちんと委員長采配で進めていくということ。それから良識豊かにやっていくということと、やはりしっかり勉強してダブったような質問をしないと、いろいろなことをきちんとこちら側も姿勢を正してやっていくという意味合いも含めて了解をしていただくということの申し出はしていきたいというふうに思いますので、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、そのように図りたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

---

再開 午前 11 時 36 分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議会改革項目の 1 は、一応ある程度の結論を見ましたので、これは町に申し出をするとか、いろいろ代表質問のあり方ももう 1 回文章化する。反問権ももう一度、要綱をきちんと変えて、どういう形にするかということは明確にしていくということでやっていきたいと思います。代表質問はすると。その仕方については、これから議論をしていくということでやっていきたいというふうに思います。別紙 3 にありました、第 2 弾の広聴・調査活動を活かした政策形成機能の充実。これはちょっとあとのほうに回しまして、別紙 4 にあります、1 項目、今までとちょっと変わった形を取りたいというのがありますので、高橋事務局長のほうからもう一度説明を願って、それをどのように議会運営委員会として取りはからっていくかということを議論したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 別紙 4 について、説明いたします。別紙 4 は、第 2 弾ということで、改革項目 12 項目のうち、⑦移動常任委員会の開催、⑧分科会懇談会の活発化、⑨議会・常任委員会の条例制定・政策提言という項目をある程度ひとまとめでした改革項目として捉えております。

というのは、いずれにしても議会活動を活発化するとか、町民や地域からの意見を聞いたり、そういうものによって必要な政策形成をしていくというような意味合いになると思われまので、そのことを 2 番に書いていますけれども、議会の広聴・調査活動を通した政策形成機能の充実ということで、この 3 項目をまとめて考えております。その 2 番の下の方ですけれども、議会の地域・町民の声に基づく広聴活動や地域課題・行政課題に基づく調査活動を成果に活かす議会機能の発揮をめざすということで、そのために委員会活動等の有効活用や活発化を促していくということで、3 項目挙げていますけれども、①通年議会制というものを活用して、その成果を発揮していくということです。それから、②委員会活動とか、そういうものを通して、通年議会をやっていますので年間計画による運営をある程度行っていったらどうかと。③議会にいろいろな組織がございますけれども、そういうものと目的達成というものの合致するような体制づくりを進めていくということが、この最初の改革項目の 3 つにつながるのではないかとということでございます。次のページの下の方に体制のイメージ図ありますけれども、組織として常任委員会とか、広報広聴常任委員会、その中には分科会があったりして、そういう組織。それから議会運営委員会、それから政策研究会というような組織がありますけれども、そのおのおのの組織で取り組むことを成果に活かすというか、形にして残すための取り組みをもう少しやっていくということが活発化や、しいては政策提言とか、そういうものにつながっていくのではないかとということで、議会の政策形成機能の充実というものが図られるのではないかとということで考えました。それで、次の 9 ページ目に年間活動というものをイメージして各常任委員会や議会運営委員会や政策研究会というものを、ある程度ことしはこういうようなテーマを中心にとかと、特に 30 年度は常任委員会の視察調査が予定されています



ので、それを単発的に行うのではなくて、ある程度、事前調査とか、関連調査をした中でそういう行政視察を行って行って、それをまとめていくと。そしてまとめた結果をやはり政策提言できるような形でもっていったほうがいいのではないかとということで、各組織で年間を通した予定づくりを行って、それに基づいて各月の活動を行って行ってはどうかということがあります。それでもしそういう取り組みとか、そういう方向性でよしということになれば、近々各常任委員会とかの正副委員長会議というものを議長に召集していただいて、年間計画に基づく委員会活動ということを進めさせていただきたいということで、実際に動きをしていきたいというふうに考えているところでありますが、この項目と総括した考え方について協議していただきたいというふうに思います。

○委員長（吉田和子君） 今、高橋事務局長から説明がありましたように、議会改革項目の中で第2弾として移動常任委員会の開催とか、分科会懇談会の活発化、議会・常任委員会の条例策定・政策提言をしていくという、8ページの政策形成機能の発揮をするための体制づくりをきちんとしていこうではないかということでの資料としてつくっていただきましたので、これに基づきながらやっていく形がどうなのかということをお皆さんに諮っていききたいと思うのですが。議会運営委員会は、議会改革をかけてやっていくということで、年間こういうことで何月までにこれを、11月までには改革項目やるとかという、年間のある程度のスケジュールは決まっています。通年議会をやっていますので、何か事件があったりすると議長に承認を得て常任委員会は開催できるようになっておりますので、委員会としてやはりそういった政策提言、年間のスケジュールをある程度決めて委員会として提言できるような形を連携取れるような形にして行ってはどうかということで、分科会の懇談もそういうこととまた関連した分科会の懇談をするとか、いろいろな形でやっていく方法があると思うのですが、そういったことを含めて、今、高橋事務局長から説明があったのですが。

今、聞いたばかりで皆さんまだ整理がつかないと思うのですが。何かご意見がありましたら。

西田委員。

○委員（西田祐子君） この9ページの総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、それぞれの委員会で議論する問題ではないかと思ったのですけれども、これは議会運営委員会で議論するのですか。どちらなのですか。そこだけです。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） その辺だけ申し上げますと、議会改革の一環としてこういうことをやったらどうかということですかということでお出ししているのです、これで議会運営委員会でそういう方向でいきましょうということになったら、先ほど言ったように近々正副委員長会議を開いて理解をしてもらって、各委員会でどういう活動をしていくかということをお各委員会で決めていただきたいと思います。

○委員長（吉田和子君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） きずなの西田です。それでは、それぞれの常任委員会でうちの委員会はやりませんかということはおできないということですね。議会運営委員会で決めてしまうということですか。そうですか。

○委員長（吉田和子君） いつも定例会ごとに所管何するというので、そのときのある程度、課題項目を探してやっていたのですけれども、1年なら1年かけて、これとこれを委員会としてやろうではないかというようなことを決めてやろうではないかということですので、これはどうなのでしょう。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 申し訳ないのですけれども、議会運営委員会で決める前にそれぞれの委員長を集めて、議会運営委員会の委員長と議長と集まって、こういうことをやりたいのだけどうでしょうと決めるほうが先ではないですかとちょっと思ったのですけれども、違いましたか。それだけです。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 内々には各委員長にはお話している面があるのですけれども。決して委員会活動をふやすとか、時間をかけるとかという意味合いではなくて、ある程度のことしの年間の取り組みというのを網羅した中で進めていきたいと思います。今度6月になったら何をやるとか5月に考えると、そういうことではなくてという意味合いで、そのほうがスムーズに予定が立つし、荷重をかけるかそういうことではないので、反対される可能性はあるのかもしれないのですけれども、ある程度ここでまとめたやつを正副委員長会議でご理解いただいて、それで各委員会で整理していただきたいというふうには考えてございます。

○委員長（吉田和子君） 議会の運営ですので、議会運営委員会でこれは必要ないだろうといったら、それはしないですし、ただ、議会運営委員会でこういった方法どうでしょうかということ、すれというのではなくて、どうでしょうかということで、ではこれは1回そういう会議にかけて検討する必要があるのではないかとということで、委員長、副委員長に集まっていただいてどうだろうか。こういうふうな形で議会改革の一環としてやっていくのはどうだろうかということは諮っていくと思うのです。決めてからやれとかではなくて、こういった方法で年間を持って進めていくのはどうだろうかということも諮っていった一つの形として作り上げていきたいということになると思うのですが。どうでしょうか。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 初めて見るのだけれども。政策形成するということについては十分に理解します。中身がちょっとまだ具体的にどういう方向にいくかということがまだ議論されていないからわからない中で聞くのだけれども。今、高橋事務局長も言ったけれども、通年議会を導入したということは、より以上の議会の改革、質を求めるとのことと、今、吉田委員長言ったように重要な問題が起きたときにすぐ対応できると。そういう部分でいけば、私はこれをやるということになれば、その仕事の量の加重とか、負担増はあつてしかるべきだと思ふし、この中でやれば今までと大した変わらないのかと思うのです。それともう一つは、わからないで言うのだけれども、非常にこの政策形成に合致する体制づくりとあるでしょう。どういう方向かわからないのだけれども、今、具体的にいうと、この8ページで見ると、政策形成機能の発揮の中に特別委員会が入っていない

いのです。ということは、これまでも議論されていますけれども、特別委員会で具体的に言わなくても皆さんわかっていると思うけれども、政策が出てきて、途中で落としてみたり、わからなくなくて途中で上がってきてもうそれは予算上げるからあとは本会議で議論してくれというような話になってしまっていますね。そうではなくて、根回しとか、事前の行政運営ための政策会議ではなくて、そういう今、仮に特別委員会でもかかっている部分の政策を合致するために議会としてどれだけの意見を言って、町からきている政策に対して肉づけする、改革する、改善する、そういう部分が今、直面しているわけです。そういう部分が、この中にどう反映されるかということをやっと考えてほしいと思います。将来的に政策形成をつくるという一つのシステム、体制みたいな、このフォロー図はわかるのだけれども、現実問題として、どこで町がいこうとしている政策をチェックして、極端に言うと議会としてこれはちょっとおかしいと、こちらの方向ではないかというような位置づけをできるような議論をする政策形成の場をつくらなければいけないと思うのだけれども、その辺ちょっと、この中に入っているのかどうか。その辺、私は肝心だと思います。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今、特別委員会のお話が出ましたけれども、今、これで説明出しているのは、常設組織のことであります。今、言われた特別委員会の問題とか、そういうのはレジメの5、(2)でお話しようと思ったのですけれども、ちょっと今の問題があったのでそういうことを考えていたのですけれども。特別委員会は、特別委員会としての一つの政策案件になりますので、ほかの自治体を見ると、それを掘り下げていくのに実際に本当の議論できる場として、そういう個別の政策の検討委員会というのをつくっているケースがあるのです。本当にそういうような組織が白老に必要なのかどうかというちょっと検討もしなければならないのですけれども。今の特別委員会はどうしても町がいてこないと開かないみたいな感じになっているので、こちらからも開けるのですけれども、だからそのアプローチを今後どういうふうにしていくかというのは後で出そうと思ったのです。今、言っているのは常設の期間で通年で動くときに、ある程度個別ばらばらに直前に決めるのではなくて、年間通して見通して動きましようという観点です。

○委員長（吉田和子君） それから資料7の議会改革項目の検討の3つの項目をやっていく上で、こういった形を一つつくり上げていってはどうかということなのですけれども、これをつくり上げていくためには各常任委員会の委員長、副委員長のお話を聞きながら、どうあるべきかということも含めて、その承諾もないと議会運営委員会で勝手にやりなさいとか、やめましようとかということにはなりませんので、一応議会運営委員会ではこの各常任委員長、副委員長をまず集まっていたいて、こういった方向性をちょっと議会改革の一つとして考えているのだけれども、こういった構成をつくって、機能をつくってやっていくためにどうだろうかということも諮ってみたいというふうに思うのですが。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） それはいいのですけれども。やはり各会派でこれは1回、議論をきちんとして、これでいいのかどうか。この案でいいのかどうかということをや各会派からこの3ページ分、

きちんと各会派から意見を上げた上で常任委員会にかけないと私はだめだと思います。それはなぜかという、ほかの議員が知らない中で進まれるということになると、先ほど言った意味とは全く違うのだけれども、やはりこれはこういうところをもっと補強したほうがいい。この年間計画ではなくて、こういう年間計画のほうがいいというのがもしあれば、そういうことを各会派で持ち上げて、その上で正副の常任委員長会議にかけないとちょっとおかしいことになるのではないかと。どこの権限でやっているのかと。これを見て、いいですというふうにはちょっとならないのではないかと。そこをいろいろな意見を聞いて補強した上で、なるべく早くこれをやって、次のやつをやって、そしていくというのが筋ではないかと私は思うのです。

**○委員長（吉田和子君）** そうですね。議会改革の項目もある程度上げて、各会派で話をさせていただいて、こういったものとこういったものをやる必要があるだろうということで年間のスケジュール決めましたね。そういうことからいくと、今回出ているのは含まれているものもあるのですが、この常任委員会の年間目標の設置のあり方とか、機能のあり方というのは、今まで出てきていないことでしたので、そういった形で進めるということが必要。どうでしょうか。やはり会派で1回やったほうがよろしいでしょうか。

小西委員。

**○委員（小西秀延君）** 私もこれは1回、会派で、全員がやはりわかっている中で進んだほうがいいかというのは賛同させていただきたいと思います。もう一つ、9ページなのですが、これはちょっと確認したいのですが、9ページの表で、総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会のところにも政策提言があります。広報広聴常任委員会も前回やったところでは、広報広聴の前には政策提言を挙げています。今回はここに括弧がされているのです。上の総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会のところには括弧がされていない。両方でやるのか、この政策提言のあり方はこの表ではどちらの考え方になっているのか。その辺をちょっと説明していただければと思います。

**○委員長（吉田和子君）** 高橋事務局長。

**○事務局長（高橋裕明君）** これはあくまでも決まったことではないので考え方なのですが、昨年広報広聴常任委員会で議会懇談会を通して各分科会の政策提言を行いました。だからその中で今回、新年度もその議会懇談会を通して、そういう提言をまとめていくのか。もしくはそういうやり方ではなくて、各常任委員会で所管事務とか、そういう中で政策提言をまとめていくのかというのはこれからの議論になるという想定なのですが、その流れからいけば、ほかの議会を見たら常任委員会の政策提言のほうが一般的には多いのです。そういう意味で括弧と括弧ではないのをちょっと今、書いている状況です。

**○委員長（吉田和子君）** 今、議員にも議会にも求められていることは条例提案とか、政策提言なのですが、これは一応、この資料の7、8、9は議論をするための土台になる。何もなくてどうしましょうということではなくて、ある程度、こういった方法とか、こういった方法がありますとか、こういったことで政策提言につなげられるのではないですかというような基礎になる部分をちょっと高橋事務局長のほうでつくっていただきましたので、これをもとに各会派でこう

いったことにつなげるために年間の目標、年間のスケジュールを決めるとか、どうなのだろうかということのを会派で話し合っただけであればいいのかというふうには思っています。何もないところでどうしようというよりは、こういったものがあって、これは要らないのではないかということもあってもいいと思うのです。だからそういったことでの話し合いの資料として提案申し上げましたので、これを持って各会派で話し合いをして出していただければというふうに思うのですが。そういったことでよろしいでしょうか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今の中で会派で協議するということが出ましたので、そういうことをまず手続きとしてやっていくということですが。実は事務局で考えていたのは、先ほど最初に言ったように、4月25日に本会議があって、全員集まると。そしてその本会議が多分30分、1時間で終わるだろうということで、その後に正副委員長会議をやったらどうかというふうには想定していたのです。それに間に合うような会派会議になるのか。それともそれをずらす。年間計画つくるといふことに対しては早いほうがいいということで、そういうような考えになってしまったのですけれども。その辺だけちょっと。

○委員長（吉田和子君） 25日ですので、12日ぐらいあるのですけれども、各会派で代表質問のあり方もちょっと内容的なものもある程度決まりましたので、それも含めて各会派で25日までやれるかどうか。特にこの常任委員会の年間スケジュールの策定については、もし25日前に結論が出れば、高橋事務局長のほうに連絡して、まず会派としては了解したのでやっていいとか、そういった返事がもしいただければ、計画的にはスムーズに。こちら側のほうで立てた計画というのはおかしいですけれども、ある程度こういう日程でいけるかというのはあったのですけれども、どうでしょうか。25日に議会運営委員会を開くとします。そのときに委員会の年間の目標を含めたこの3つのことをやはり常任委員長、副委員長で一度諮ったらいいのではないかということが了解できれば、そのときに返事をもらって、では諮りますかということに。ちょっと急すぎますか。

○事務局長（高橋裕明君） 急だと正副委員長会議の招集ができません。前もって決まっていないと。

○委員長（吉田和子君） 25日の9時半ではちょっと遅いですので、23日に会派の話し合いを持ち寄って議会運営委員会を開くということはどうでしょうか。

○委員（大淵紀夫君） 23日に議会運営委員会をやるということですか。

○委員長（吉田和子君） 議会運営委員会をやって、ある程度意見を持ち寄って。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） やはり基本的にはきちんとこの3ページ分の各会派の意見を取りまとめた上で、議会改革は性急にやってもだめだと思います。当然、吉田委員長言われたように、こういう案ができなければできない。だから、そこは委員長と事務局については非常に敬意を表するものなのだけれども、ただ、これは拙速にやればいいのかというものではないです。各会派の意見をきちんとここに反映できる場面をつくっておかないと、後で困ります。だからそれはきちんと各会派の意見

を聞いた上で常任委員長会議を開いたほうがいいのではないかと思います。私はそう思います。それはこの案でというのではなくて、これをこうすべきだ、こうすべきだというような意見が各会派から、なかったらなくていいのだけれども。

○委員長（吉田和子君） それを出してもらって、また1枚のものにまとめて、本当は1年間の目標なので来年の3月までなので、今は4月なので、4月にスタートできればというものもちょっとあったのですけれども、連休も入りますので、連休明けに議論をして進めるという形になりますか。

○委員（大淵紀夫君） だから23日にやるのならやってもいいです。構わないです。それはそういうあれはしないと。我々がきちんとなしとだめなのだから。せっかくスケジュールつくっているのだから。ただ、その前にそういう会議が、私はやっておかないとまずいと思うのです。見切り発車みたくなりますね。だからそうではなくて、きちんと議会運営委員会は理解したと。この中身をきちんと理解したと。会派も理解したと。その上でこういうふうに変えなさいという部分が出てきて、それをかけるというふうにしなとだめだということを行っているのです。だから、それは当然、25日の前に議会運営委員会やりましょう。

○委員長（吉田和子君） 23日よろしいでしょうか。それまで各会派でこの資料を基本に話し合いをして意見を持ち寄って、高橋事務局長のほうから、項目について、これをどうすると、前にもまとめの用紙をいつも高橋事務局長のほうから出してもらっていましたが、こういった議論をしてまとめて会派会議にやってくださいということで出していただいたほうがやりやすいと思うのですけれどもどうでしょうか。ではそのようにして出していただいて、23日の議会運営委員会まで話し合いをしていただいて提出をしていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） ではそういうことで進めていきたいと思います。23日月曜日、10時から議会運営委員会を行います。意見持ち寄っていただいて、あと委員長、副委員長会議をするかどうかという。あとは項目はまた再度、各会派から出していただいて、また検討になると思いますので、その意見の集約と、それからその常任委員会の年間目標をつくるかどうかということの、もしその結論が会派が揃えば、委員長、副委員長会議を開くという形にしていくということで、やはりちょっと予定入っている人もいますので、23日はそういう取りまとめですので、午前中で間に合うかと思しますのでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では23日10時からということで、よろしくお願ひしたいと思います。

一応、そういうことで各会派の、検討する内容は高橋事務局長のほうから提出してもらいますので、FAXで送っていただきますので、会派の代表、皆さんと各会派で話し合っていたきたいと思しますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、その他に入りたいと思います。

高橋事務局長、よろしくお願ひします。

○事務局長（高橋裕明君） 別紙5になりますけれども、陳情の取り扱いの経過報告です。竹浦の

地積調査測量の関係の再調査の陳情。これについて、これまでの経緯を整理しておきました。それは随時、報告していますので、最後の11ページの4月10日に面談した内容ですけれども、陳情者はずっと平成20年ごろから、約10年間にわたってそういうふうに来てきたと。そして平成24年8月27日付けの町からの文章では、町は現地測量を行うことで検討していますが、測量費用の財源確保等の事情もあり、ある程度の期間が必要になりますという以降の文章をもらって以降、何も進展がなかったのです。今回の協議では、地籍調査ということで出されていまして、地籍については当時の手続き上、問題ない。間違いなく行われたという町側の主張であります。陳情者は、それは机上の測量調査であったということを主張しております。要するに現状確認方式によって行われていないということです。ですから今、複数の境界石が存在するというに。本当は現場で各地権者が確認して境界石は1個に治まるはずなのだけれども、そういうふうになっていないということです。その地籍決定によって町道、飛生線ですけれども、そちらに入っている可能性があるのです。24年で測量するというふうにはいっていたのですけれども、その道路管理者としての測量をしてもらえないかということで、一応、建設課のほうもずっとそういう見てみないふりというか、時間だけ過ごしてきたのですけれども、それをきちんと決着つけなさいということで私が仲介になってやっていたのですけれども。それで測量の予算が何とか確保できそうだということになってきたので、まだ陳情者には何も言っていないのですけれども、そういうような方向で動き始めたということだけで今回はちょっと終わっているのですけれども。問題は、あとその陳情者をどう扱っていくかということが課題として残っていますので、その辺の結論が出たらまたちょっと報告したいと思っておりますけれども。

○委員長（吉田和子君） 測量したから簡単に解決するということではないのですか。

○委員（大淵紀夫君） これは町道の測量でしょう。町道だけの測量ではだめなのです。

○委員長（吉田和子君） 経過報告ですが、皆さんのほうから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では経過説明は終わります。

次、お願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 特別委員会についてなのですが、今のところ、病院も象徴空間も町側からの打診はきていない状態です。病院については、1月末までに議会で意見をまとめるというリミットを与えられて整理して意見として提出していたのですけれども、2月以降、何もないと。象徴空間については、2月14日が最後、3月議会のときにちょっとやりましたけれども、そのときの報告の中では最終的には6月に向けて議会として中間報告をしていこうということで待っていますので、そのために一応2月14日の話については、私のほうで論点整理したのです。それで次回までにここは提示しますとか、そういう発言があったものを抜粋してつくっていますし、町側のそういう見解について、中間報告でまとめていかなければならないような点を2月14日整理しましたので、それはお配りできるのですけれども。それを中間報告として進めていって、それをぶつけたほうが

いいのか。町が次回までに整理するといったものを整理できたから開いてくれというのを待っていたほうがいいのか。そういうような今、状況なのですけれども。議会側の対応として、当然、特別委員会の委員長とか、そういう中心になってやっていかなければならないことですが、状況が状況なのでちょっと今、お出ししてところなのです。議会の動きとしてどうすべきかというのを。きょうはだから当然、特別委員会の委員長にやってもらわなければならない件ですけれども、何かあればという程度です。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 今、予算がおった中で減額するということでの事実は動いていますね。そこら辺は、内々皆さん知っているのだらうと思うのです。例えば駐車場だとか。そういうことを正式に特別委員会できちんとやはり報告してもらって、議員の意見も聞いてもらおうと。一般質問オンリーでやるのではなくて、やはりきちんと聞いてもらおうという場所が必要なのです。それは中間報告を出す前にやらないとだめだと思のです。もう工事発注したやつはどんどん動いているのです。だから、今から言って間に合うものがあるのかどうか知りませんが、少なくとも町発注工事についていえば、例えば自由通路も屋根を下げればちょっと費用かからなくて済むといっているわけだから。そういう経過を含めて、やはり全体が見えるようなことが必要ではないか。また議員の意見を聞いて反映できるものは反映してもらおうということが必要ではないかというふうに私は考えています。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 今の大淵委員の話なのだけれども、委員会の中でも総体的に議論出ているのです。けど先ほど高橋事務局長が言ったように、25日に財源とか、事業が入れかわるから、補正だということです。私は事前にそういう話があったのに総体の計画がどうか変わったかということが議会にある程度示されて、それによって予算上がってくるのかと私は思ったのですが、また同じような手続きになってしまっているのです。これは議長はきちんと申し出していないのですか。副議長だから一切聞いていないのだけれども、議長あたりは今、大淵委員言われた話はみんなもそう思っているのです。委員長含めて、そういうこときちんと整理されて出していないのですか。また25日くるといったらまた、議会の中で今までみたいな議論が噴出して大いに議論されてくると思います。その辺きちんと、まして今言ったようにエレベーターの設置とか、何もラフの設計されていないのです。そういう中で財源が変わりましたから、補正予算という話になってくるのですか。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 25日の補正予算は、萩野の12間の跨線橋の撤去の、自由通路ではないです。

○委員長（吉田和子君） どちらにしてもある程度、定期的にとというか、報告事項とか、議会の意見を聞くという場を持ってもらわないと、私は特別委員会をやっていて、一般質問ばんばんやって、何かどちらが主なのというような、議会のあり方が違うのではないかと私いつも思っているのですけれども。だからそういう部分では、委員長のほうには特別委員会の打診は今のところまだ何もな



いですね。だから何かやらないと、ただ向こうの報告を待っていて違うとって、またそれが何カ月もそのままになっていて。だからみんな一般質問するのだろうと思うのです。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） だから、委員長一人で全部やるというのは大変だから、みんなちょっと意見だけあれば聞いておくということです。

○委員長（吉田和子君） 1回、委員長のほうから担当のほうに申し出て、2月14日に出てきたつきりなので、その後の報告兼ねて特別委員会で1回議論しませんかというふうに打診するのもいいのではないかと。これは病院のほうもそうだと思いますけれども。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 大淵委員言ったのももっともだと思うし、委員長それなりに大変だと思うのだけれども。逆にこれは事務局でも、委員長で整理まとめたのですね。本来、町のほうから、これまでの間に議会から出たものがどういうものがあつたかということ逆を整理出してもらったほうがいいのではないですか。町がどういう部分がどう認識しているかということが我々に見えてこないのです。だから逆に委員長のほうからでも、これまでの整理、議会としての質問なり、懸案事項をどういうふうに押さえているのですかと。そしてどう整理されているのですかと、項目あげて。では今、どういう形で事務にあたっているのかとか。そういう部分、逆にまとめてから、出してもらってから委員会やって報告した中で委員会として何をしなければいけないか。町からやってくれという部分もあるけれども。そういう部分でどうなのですか、整理の仕方はどうですか。

○事務局長（高橋裕明君） 1回、町と話をしてみないとわからないです。

○委員長（吉田和子君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） これは皆さんにわたった資料は高橋事務局長がまとめてくれて、今まで出た質問と答弁をまとめたもので、私もきょうこれは初めて見たので。今、大淵委員、そして前田副議長からご意見もありましたけれども、変更されてきているところもあるというのは皆さんも事実で知っていると思うのです。その内容がまだ公になっていない部分、またそれに対して皆さんご意見をお持ちだと思います。そういうところをもう一度、この前20項目新たなものが整理されて出たばかりですので、そこはまた変更になるというのであれば、また出てくると思いますので、もう1回そこは整理をしなければならないのかと。これはちょっと町と調整をしながら、また皆さんに会議の開催をご案内できればそういう形でしていきたいというふうに思っております。

○委員長（吉田和子君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） ぜひ委員長お願いしたいと思うのですけれども。フラワーセンターは、この特別委員会に関係あるのですか、ないのですか。きのうフラワーセンター、まだ計画が決まっていないというふうな話があつたので、これも関係あるのですね。では、そういう関係あるものも一緒に出していただけるといふことで理解してよろしいですね。

○委員長（吉田和子君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） ただ、変更になってきているというところもありますけれども、変更にな

りそうだけれどもまだ明確になっていないという部分もありますから、それは町との調整をさせていただきますと思います。

○委員長（吉田和子君） もちろん説明できないことは、今はこういう段階ですとか、そういうことになるかもしれませんが、途中だから意見聞けるということもあると思いますので、ある程度出てからならなかなか議員の意見も入りにくいのではないかと思いますので、それは積極的に担当課とやっていただいて、もし必要であれば議長をとおして申し出をすとか、そういった形をやっていく必要があるかというふうに思います。病院のほうは小委員会もあるのですけれども、全然小委員会も開いていないのですけれども。待つのかどうなのか、どうなっているのか。開くのは別なのだけれども、ずっとくるまで委員会、特別委員会としても待っていなければだめなのかと思って。それでないとまた6月にばんばん質問出るのはないかと思しますので、そちらのほうはきちんとやってもらいたいというふうに思います。ではそういったことで特別委員会の開催については、象徴空間のほうは委員長がここにいらっしゃいますので積極的に、必要であれば議長もとおして行政側としっかり検討してもらおうということで。病院のほうは、今、大淵委員が言ったように、待つ。どこまで待っていいのかわかりませんが、ボールは投げたので返ってくるまで待つということですので。待っていていいのかどうなのかはちょっと考えながら待ってみたいと思います。

では次に、次回の開催日なのですが、ここに25日になっていますけれども、23日の10時から議会運営委員会ということで、25日は9時半から4月会議のための議会運営委員会を開きたいということで、そういうことですのでよろしくお願ひしたいと思います。あと、皆さんのほうから何かありますでしょうか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今、お配りしたのは、事務局の30年度の方針をまとめたもので、これは課長会議で報告しなければならないのですので、参考までにお配りをしております。

○委員長（吉田和子君） 何か皆さん意見聞きますか。いいですか。一応、こういう報告をするという業務内容に目標を報告するということですので、読んでおいていただきたいというふうに思います。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（吉田和子君） 以上もちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

（午後 0時35分）